身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人 名古屋市総合リハビリテーション事業団 指定障害者支援施設 名古屋市総合リハビリテーションセンター

(令和4年7月版)

1 身体拘束等の適性化に関する基本的な考え方

(1) 理念

指定障害者支援施設 名古屋市総合リハビリテーションセンター(以下本施設)は、利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように施設を運営し、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き、原則として実施しません。

(2)方針

次の仕組みを通して身体拘束の必要性を除くよう努めます。

①利用者の理解と対応方法の検討により身体拘束リスクを除きます。

利用者お一人お一人の障害状況や障害特性を日々の状況から十分理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くための対策を実施します。

②職員の資質向上に努めます。

すべての職員が施設内外の研修に積極的に参加し、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に高次脳機能障害による行動・心理状態について施設全体で習熟に努めます。

③身体拘束適正化のため利用者・ご家族と話し合います。

やむを得ず身体拘束が必要な場合には、ご本人・ご家族への説明・同意を得て実施します。また、その場合もご本人・ご家族にとって、より居心地のよい環境や対応となるよう、話し合いを密に行って最適な対応方法について検討し、速やかな拘束の解除に向けて取り組みます。

2. 身体拘束等適正化のための体制

次の取組みを継続的に実施し、身体拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1)委員会および作業部会の開催

身体拘束適正化検討委員会(以下 委員会)及び身体拘束適正化検討委員会作業部会 (以下作業部会)を設置し、本施設で身体拘束適正化を目指すための取組等の確認や改 善を検討します。過去に身体拘束を実施していた利用者に係る状況の確認も含みます。作 業部会は年2回以上、委員会は年2回以上の頻度で開催します。

(2)委員会の構成員

身体拘束適正化委員会

| 区 分 | 役 職 | | |
|------|---------------------------|--|--|
| 委員長 | 自立支援局長 | | |
| 副委員長 | 自立支援部長(身体拘束適正化責任者) | | |
| 委員 | 事務局長 | | |
| | 総務部長 | | |
| | 看護部長 | | |
| | 看護師(身体拘束等の適正性に関する知見を有する者) | | |

※看護部長及び看護師は、議事の内容に鑑み、委員長が必要と認めた場合のみ

身体拘束適正化委員会作業部会

| 区分 | | 自立支援部門 | | |
|-----|------------------------|--------|--------|--------|
| | 部会長 自立支援部長(身体拘束適正化責任者) | | 責任者) | |
| 部会員 | 副部会長 | 生活支援課長 | 視覚支援課長 | 就労支援課長 |
| | 部会員 | 各課担当職員 | | |

(3)構成員の役割

①委員会・部会の招集

委員会については委員長が、作業部会については部会長が構成員を招集します。

②記録者

委員会・作業部会の議事録については委員長もしくは作業部会長が指名したものが作成し、委員長・作業部会長が内容についての確認を行います。

(4)委員会の検討項目

- ①前回(委員会・作業部会)の振り返り
- ②身体拘束の実施状況及びその適正性についての検討
- ③意識啓発、予防策等が必要な事項の確認・見直し
- ④今後の予定(研修・次回委員会等)
- ⑤今回の議論のまとめ・共有

(5)部会の検討項目

- ①前回(委員会・作業部会)の振り返り
- ②3要件(切迫性・非代替性・一時性)の再確認
- ③(身体拘束を行っている利用者がいる場合)
- 3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し、拘束の解除に向けて検討します。
 - ④(身体拘束を開始する検討が必要な利用者がいる場合)
 - 3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
 - ⑤(今後やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合) 今後の本人・家族等との意見調整の進め方を検討します。
 - ⑥研修や意識啓発活動の企画立案
 - ⑦今後の予定(研修・次回委員会等)
 - ⑧今回の議論のまとめ・共有

(6)記録及び周知

委員会・作業部会での検討内容を議事録にまとめ、これを適切に作成・説明・保管する他、 委員会の結果について、従業者に周知徹底します。

3. 身体拘束適正化のための研修

身体拘束適正化のため、従業者について、職員採用時のほか、年1回以上の頻度で定期 的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(概要)を記録した 記録を作成します。

- 4. 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応
- (1)3要件の確認
- ①切迫性・・・利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく 高いこと
- ②非代替性・・・身体拘束を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性・・・身体拘束が一時的なものであること

(2)要件合致確認

利用者の様態を踏まえ、委員会または作業部会が上の3要件をもとに、必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施しますが、実施後も日々の様態等の記録を参考にして、作業部会で定期的に再検討し、解除へ向けて取り組みます。

(3)ご本人・ご家族への説明と同意

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ ご家族等へ説明し、様式1にて書面での同意を得ます。

- ・拘束が必要となる理由
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・ 拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(特に解除予定を記載します)

(4) 拘束解除に向けた検討の実施

身体拘束の実施状況や入居者の日々の様態を記録し、作業部会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

5. 指針の閲覧

本方針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、すべての職員が閲覧を可能とするほか、 利用者や家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載します。

令和4年7月11日

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明と同意書

様

| | 記 | |
|--------------|---|--------------------------|
| | 様の生命又は身体が危険にさらされ 行動制限を行う以外に代替えする看 」である。 | |
| 拘束の必要な理由 | | |
| 身体拘束方法 | | |
| 拘束の時間帯及び時間 | □終日□夜間のみ□その他(|) |
| 特記すべき心身の状況 | | |
| 拘束開始及び解除の予定 | 開 始 日 年 月 解除予定日 年 月 日 | 日 |
| 上記のとおり実施します。 | | を 市総合リハビリテーションセンタ |
| | 説明者 | |
| 身体拘束について説明 | を受け、同意しました。 | |
| | | 年 月 日 |
| | 氏名 | <u> </u> |
| | 親族•代理人 | (続柄) |